

# 第3章

# 国税・県税（参考）

## 国税のあらまし

### 直接税

所得税	復興特別所得税 <sup>※1</sup>
法人税	相続税
地方法人特別税 <sup>※2</sup>	贈与税
地価税 <sup>※3</sup>	地方法人税 <sup>※4</sup>
特別法人事業税 <sup>※5</sup>	

### 間接税等

消費税	航空機燃料税	地方揮発油税	登録免許税
酒税	関税	とん税	自動車重量税
揮発油税	たばこ税	たばこ特別税	特別とん税
石油ガス税	石油石炭税	印紙税	電源開発促進税
国際観光旅客税			

- ※1.復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分に適用されます。
- ※2.地方法人特別税については、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人県民税と併せて行います。
- ※3.地価税については、平成10年度から課税が停止されています。
- ※4.平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。
- ※5.特別法人事業税については、令和元年10月1日以後開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人事業税と併せて行います。

以下では、国税のうち、所得税と登録免許税について、そのあらましをご紹介します。  
 なお、くわしくは国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

### 所得税 個人の一年間の所得に対して課税される税金です。

<税額の計算方法> 次の算式によって計算します。  
 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額等} + \text{復興特別所得税額} - \text{源泉徴収税額} = \text{申告納税額}$   
 所得金額の計算は、原則として個人の市民税と同じですので10ページをご覧ください。

#### <所得控除(令和3年分)>

種 類	控 除 額
1 雑損控除	原則として個人の市民税と同じ(12ページをご覧ください)
2 医療費控除	
3 社会保険料控除	
4 小規模企業共済等掛金控除	
5 生命保険料控除	①平成24年1月1日以後に締結(新契約)した介護医療保険料、一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額(限度額40,000円) ア 20,000円以下…………… 支払保険料等の全額 イ 20,000円超 40,000円以下…………… 支払保険料等×1/2+10,000円 ウ 40,000円超 80,000円以下…………… 支払保険料等×1/4+20,000円 エ 80,000円超…………… 一律40,000円 ②平成23年12月31日以前に締結(旧契約)した一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額(限度額50,000円) ア 25,000円以下…………… 支払保険料等の全額 イ 25,000円超 50,000円以下…………… 支払保険料等×1/2+12,500円 ウ 50,000円超 100,000円以下…………… 支払保険料等×1/4+25,000円 エ 100,000円超…………… 一律50,000円 ③新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除、個人年金保険料の控除のそれぞれの最高限度額は40,000円 ④①～③による介護医療保険料、一般の生命保険料、個人年金保険料のすべてがある場合の最高限度額は120,000円
6 地震保険料控除	(1) 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合…………… 支払保険料の合計額(最高限度額50,000円) (2) 平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合 ①10,000円までの場合…………… 支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+5,000円(最高限度額15,000円) ※「長期損害保険契約等に係る保険料」とは、保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものに係る損害保険料や掛金をいいます。 (3) (1)と(2)の両方がある場合…………… (1)と(2)の合計額(最高限度額50,000円)

種 類	控 除 額																																																																								
7 寄附金控除	(総所得金額等×40%または特定寄附金の合計額のいずれか低い方の金額)－2,000円(注) (注)特定の政治献金のうち政党や政治資金団体および特定の団体に対するものについては、税額控除の選択ができます。くわしくは税務署へおたずねください。																																																																								
8 障害者控除	1人当たり27万円(特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円)																																																																								
9 寡婦・ひとり親控除	27万円(ひとり親は35万円)																																																																								
10 勤労学生控除	27万円																																																																								
11 配偶者控除	<p>居住者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下の居住者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下である方(青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く。)をいいます。</p>	居住者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)	900万円以下	38万円	48万円	900万円超950万円以下	26万円	32万円	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																																																										
居住者の合計所得金額	控除額																																																																								
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)																																																																							
900万円以下	38万円	48万円																																																																							
900万円超950万円以下	26万円	32万円																																																																							
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																																																																							
12 配偶者特別控除	<p>居住者の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>24万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>18万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>14万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>13万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>12万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>11万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>9万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>7万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。  ※2 対象となる配偶者は、生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が133万円以下である方(青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く。)で控除対象配偶者に該当しない方をいいます。</p>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	38万円	115万円超120万円以下	16万円	95万円超100万円以下	36万円	120万円超125万円以下	11万円	100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円	105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円	110万円超115万円以下	21万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	26万円	115万円超120万円以下	11万円	95万円超100万円以下	24万円	120万円超125万円以下	8万円	100万円超105万円以下	21万円	125万円超130万円以下	4万円	105万円超110万円以下	18万円	130万円超133万円以下	2万円	110万円超115万円以下	14万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	13万円	115万円超120万円以下	6万円	95万円超100万円以下	12万円	120万円超125万円以下	4万円	100万円超105万円以下	11万円	125万円超130万円以下	2万円	105万円超110万円以下	9万円	130万円超133万円以下	1万円	110万円超115万円以下	7万円		
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	38万円	115万円超120万円以下	16万円																																																																						
95万円超100万円以下	36万円	120万円超125万円以下	11万円																																																																						
100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円																																																																						
105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円																																																																						
110万円超115万円以下	21万円																																																																								
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	26万円	115万円超120万円以下	11万円																																																																						
95万円超100万円以下	24万円	120万円超125万円以下	8万円																																																																						
100万円超105万円以下	21万円	125万円超130万円以下	4万円																																																																						
105万円超110万円以下	18万円	130万円超133万円以下	2万円																																																																						
110万円超115万円以下	14万円																																																																								
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	13万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																						
95万円超100万円以下	12万円	120万円超125万円以下	4万円																																																																						
100万円超105万円以下	11万円	125万円超130万円以下	2万円																																																																						
105万円超110万円以下	9万円	130万円超133万円以下	1万円																																																																						
110万円超115万円以下	7万円																																																																								
13 扶養控除	<p>①16歳以上の扶養親族(一般の控除対象扶養親族)……………38万円  ②19歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)…………… 63万円  ③70歳以上の扶養親族(老人扶養親族)……………48万円  ④老人扶養親族に該当し、納税者またはその配偶者の直系尊属で同居を常況としている者(同居老親等)…………… 58万円  年齢はその年の12月31日現在で判定します。</p>																																																																								
14 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	個人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円																																																														
個人の合計所得金額	控除額																																																																								
2,400万円以下	48万円																																																																								
2,400万円超2,450万円以下	32万円																																																																								
2,450万円超2,500万円以下	16万円																																																																								
2,500万円超	0円																																																																								

## <税率(速算表)及び計算のしかた>

課税される所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	所得税額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—	(A) × (B) - (C)
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円	
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円	
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円	
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円	
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円	
40,000,000円以上	45%	4,796,000円	

(注)  
課税される所得金額に  
1,000円未満の端数  
がある場合には、これを  
切り捨てます。

## <税額控除>

税額控除には、配当控除や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などがあります。くわしいことは税務署へおたずねください。

## <復興特別所得税>

所得税額から税額控除額を差し引いた「基準所得税額」に2.1%を乗じます。

## 登録免許税

不動産の登記などをする場合に課税される税金です。

### <税率(不動産登記の場合)>(令和3年4月1日現在)

登記の種類			税率
所有権 移転登記	原則	相続	不動産の価額の0.4%
		贈与	〳 2.0%
	売買	〳 2.0%※1	
特例	令和4.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を取得し、自己の居住の用に供した場合で、取得後1年以内の登記		〳 0.3%※2※3
所有権 保存登記	原則		不動産の価額の0.4%
	特例	令和4.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を新築(または建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得)し、自己の居住の用に供した場合で、新築(取得)後1年以内の登記	
抵当権の 設定登記	原則		債権金額の0.4%
	特例	令和4.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を新築(または取得)し、自己の居住の用に供した場合で、新築(取得)資金の貸付けに係る債権の担保として行う、新築(取得)後1年以内の登記	

※1.土地の売買による所有権の移転登記については、令和5年3月31日までは1.5%に軽減されています。

※2.特定認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築等に係る登録免許税の税率は0.1%(戸建ての特定認定長期優良住宅の移転登記については0.2%)に軽減されています(令和4年3月31日まで)。

※3.特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率は0.1%に軽減されています(令和4年3月31日まで)。

(注)特例の適用を受けるためには、市町村長(名古屋市の場合は市税事務所長)の発行する住宅用家屋証明書(42ページ参照)が必要です。くわしくは、市税事務所の家屋係へお問い合わせください。

## <納付の方法>

印紙納付が認められる特別な場合を除き、現金を納付したことを証する領収証書を登記申請書に貼付して、登記所に提出します。(注)登記についてくわしいことをお知りになりたいときは、名古屋法務局(49ページ参照)などにおたずねください。

# 県税のあらまし(愛知県)

## 普通税

県民税	(軽)自動車税環境性能割	ゴルフ場利用税	事業税
自動車税種別割	地方消費税	軽油引取税	不動産取得税
鉱区税	県たばこ税	くわしくはお近くの県税事務所へ(49ページ参照) (令和3年6月1日現在)	

## 目的税

狩猟税
産業廃棄物税

以下では市民生活とかかわりの深いいくつかの県税(愛知県の場合)について、そのあらましをご紹介します。  
なお、くわしくは、お近くの県税事務所へおたずねください。

## 県民税

愛知県では「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、森と緑を守り育てる取り組みを行うため、県民税均等割の税率の特例(超過課税)として「あいち森と緑づくり税」を導入しています。具体的な税率は、個人または法人の県民税均等割の税率欄をご覧ください。

### 個人の県民税

個人の県民税の納税者や課税標準などは、個人の市民税と同じです。税率や税額控除額は、「個人の市民税」(10ページ～)のところをご覧ください。

### 法人の県民税

法人の県民税は、愛知県内に事務所や事業所などがある法人(会社など)や、人格のない社団等に課税される税金です。

### <税率> [均等割]

法人の区分	税率(年額)
1 資本金等の額が50億円を超える法人	840,000円
2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	567,000円
3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	136,500円
4 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	52,500円
5 上記1～4に掲げる法人以外の法人および人格のない社団等	21,000円

注「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する額をいい、算定期間の末日で判定します。資本金等の額より資本金の額および資本準備金の額の合算額が大きい場合は、「法人の区分」において「資本金等の額」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額」と読み替えます。

### [法人税割]

法人税額×1.8%

(注)資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,500万円以下の法人は1.0%となります。

県民税利子割 預貯金の利子等については、5%の税率で課税されます。

県民税配当割 一定の上場株式等の配当等については、5%の税率で課税されます。

県民税株式等譲渡所得割 一定の上場株式等の譲渡による所得等の金額については、5%の税率で課税されます。

## 不動産取得税

不動産(土地・家屋)を取得した人に対し、原則として固定資産課税台帳に登録された価格により課税される税金です。

### <税率>

		平成20年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
土地	土地	3%
	住宅	3%
家屋	住宅以外	4%

<税額の計算方法> 原則として固定資産課税台帳に登録された価格×税率=税額

※宅地評価土地の価格については、その取得が令和6年3月31日までに行われた場合は1/2とする特例が適用されます。

<納付の方法> 県税事務所から送付される納税通知書により、納税通知書に記載してある納期限までに納めます。

<住宅を取得した場合の軽減措置>

(ア)新築住宅の場合

床面積が50m<sup>2</sup>(戸建以外の貸家住宅は40m<sup>2</sup>)以上240m<sup>2</sup>以下のものであること。ただし、増・改築をした場合は、増・改築後の住宅全体の床面積をいいます。附属家(物置・車庫など)を新築した場合は、母屋の床面積を合わせた床面積をいいます。また、母屋を新築した場合は、附属家の床面積を合わせた床面積をいいます。

税額=(住宅の価格-1,200万円)×3%

※認定長期優良住宅である特例適用住宅を令和4年3月31日までに新築、取得した場合には、1,300万円となります。



(イ) 既存住宅の場合

次の要件をすべて満たす中古住宅の取得であること。

- ① 取得者(個人)が自己の居住の用に供するものであること。
- ② 床面積が50m<sup>2</sup>以上240m<sup>2</sup>以下のものであること。
- ③ 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。<sup>※1※2</sup>

(※1) 昭和56年12月31日以前に新築された住宅であっても、新耐震基準に適合していることが証明された住宅(住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査等が終了したものに限る。)については不動産取得税が軽減されます。

(※2) 新耐震基準に適合しない住宅であっても、平成26年4月1日以降に住宅を取得したうえ、取得後6か月以内に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、改修後で取得後6か月以内に、自己の居住の用に供した場合については、右の表の控除額×3%の額が税額から減額されます。

税額=(住宅の価格-下の表の控除額)×3%

新築年月日	控除額
平成9年4月1日～	1,200万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日 <sup>※1※2</sup>	420万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日 <sup>※1※2</sup>	350万円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日 <sup>※1※2</sup>	230万円
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日 <sup>※1※2</sup>	150万円
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日 <sup>※1※2</sup>	100万円

<住宅用土地を取得した場合の軽減措置>

区分	条件
<b>特例適用住宅用土地</b> 前記 (ア)の軽減措置が受けられる住宅 ※A～Dのいずれかの条件に該当すること。	A土地を取得した日から3年以内(※1)にその土地の上に特例適用住宅が新築され、次のいずれかの要件を満たすこと ・土地を取得した人が、その土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有していること ・特例適用住宅の新築が、土地を取得した人からその土地を取得した人により行われること
	B土地を取得した人が、取得の日前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していたこと
	C新築未使用の土地付建売住宅または分譲マンション(特例適用住宅で土地と家屋を取得した人が同じ場合に限る)を新築後1年以内に取得すること
	D土地を取得した人が、取得の日から1年以内または取得の日前1年以内に、その土地の上にある特例適用住宅(※2)を取得すること
<b>既存住宅用土地</b> 前記 (イ)の軽減措置が受けられる住宅	土地を取得した人が、取得の日から1年以内または取得の日前1年以内に、その土地の上にある既存住宅を取得すること

特例適用住宅用土地、既存住宅用土地の条件に該当した場合、

- ① 45,000円 ② 土地1m<sup>2</sup>当たりの価格(※3)×(住宅の床面積×2)×3%

①と②のいずれか多い方の金額が、減額されます。<sup>└200m<sup>2</sup>限度┘</sup>

(※1) 令和4年3月31日までに土地を取得した場合に限ります。なお、令和4年3月31日までに土地を取得した場合で、100戸以上の共同住宅等で土地を取得した日から3年以内に住宅が新築されることが困難である場合は、4年以内となります。

(※2) 新築後1年を経過した自己の居住用の未使用の特例適用住宅に限ります。

(※3) 宅地評価土地の価格は市町村の固定資産課税台帳の登録価格の1/2となります(令和6年3月31日までに取得した場合)。

<申告> 不動産を取得された日から原則として60日以内に、県税事務所へ申告してください。

## 地方消費税

地方消費税は、国税である消費税と同様に、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税される税金です。なお、地方消費税の2分の1は、市町村に交付されています。

<税率>

区分		適用期間	平成26年4月1日～	令和元年10月1日～
地方消費税率(消費税率換算)			17/63 (1.7%)	22/78 (2.2%)
参考	消費税率		6.3%	7.8%
	合計		8%	10%

<税率引上げ分の地方消費税収の使途について>

平成26年4月1日からの税率引上げ分の地方消費税収の金額は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てられます。

● 社会保障4経費とは

制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。